

件名	栃木県立美術館管理規則及び栃木県立博物館管理規則の一部改正について
提案理由等	消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等に伴い、資料の撮影等に係る使用料の額を改定するため、栃木県立美術館管理規則（昭和47年規則第9号）及び栃木県立博物館管理規則（昭和57年規則第1号）を別紙のとおり改正するものである。

栃木県立美術館管理規則及び栃木県立博物館管理規則の一部改正について

教育委員会事務局生涯学習課

1 改正の趣旨

消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等に伴い、資料の撮影等に係る使用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の概要

平成31年10月に消費税が8%から10%に引き上げられることに伴い、資料の撮影等に係る使用料を2%分引上げることとする。

	現 行		改 正
	写真撮影	モノクローム	
カラー		1点1回につき 3,300円	3,360円
模写・模造	1点1回につき 2,190円		2,230円
熟覧	1点1回につき 210円		220円

※ 「熟覧」については、平成26年4月の消費税法一部改正に伴う額の改定の際、 $(210円 \times 100 / 105) \times 1.08 = 216円$ となり、10円未満切捨てのため据え置きとなった。今回の額の改定では、 $(210円 \times 100 / 105) \times 1.10 = 220円$ とする。

3 施行期日等

- (1) 平成31年10月1日から施行する。
- (2) 改正後の使用料は、施行期日以後に資料の撮影、模写又は模造等の許可を受ける者に係る使用料について適用し、同日前に資料の撮影、模写又は模造等の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

○栃木県立美術館管理規則及び栃木県立博物館管理規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県立美術館管理規則及び栃木県立博物館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年 月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県立美術館管理規則及び栃木県立博物館管理規則の一部を改正する規則

(栃木県立美術館管理規則の一部改正)

第一条 栃木県立美術館管理規則(昭和四十七年栃木県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第5条関係) 撮影等料金				別表第1(第5条関係) 撮影等料金			
区分	料	モノクローム	1点1回につき	<u>1,670円</u>	モノクローム	1点1回につき	<u>1,640円</u>
		カラー	1点1回につき	<u>3,360円</u>	カラー	1点1回につき	<u>3,300円</u>
写真撮影	料	モノクローム	1点1回につき	<u>2,230円</u>	モノクローム	1点1回につき	<u>2,190円</u>
		カラー	1点1回につき	<u>220円</u>	カラー	1点1回につき	<u>210円</u>
模写・複製				模写・複製			
熟覧				熟覧			
略				略			
備考 略				備考 略			

(栃木県立博物館管理規則の一部改正)

第二条 栃木県立博物館管理規則(昭和五十七年栃木県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第5条関係) 撮影等料金				別表(第5条関係) 撮影等料金			
区分	料	モノクローム	1点1回につき	<u>1,670円</u>	モノクローム	1点1回につき	<u>1,640円</u>
		カラー	1点1回につき	<u>3,360円</u>	カラー	1点1回につき	<u>3,300円</u>
写真撮影				写真撮影			
略				略			

模写・模造	1点1回につき	2,230円
熟覧	1点1日につき	220円
略		

模写・模造	1点1回につき	2,190円
熟覧	1点1日につき	210円
略		

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の栃木県立美術館管理規則別表第一の規定及び第二条の規定による改正後の栃木県立博物館管理規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に美術資料又は博物館資料の撮影、模写又は模造等の許可を受ける者に係る使用料について適用し、同日前に美術資料又は博物館資料の撮影、模写又は模造等の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

(生涯学習課)